○国土交通省告示第百五十五号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十九条第二項の規定に基づき、航空交通管制業務に関する告示（昭和四十一年運輸省告示第百四十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年二月九日　国土交通大臣　前田　武志

別表第一青森空港の項中「７時30分から21時30分まで」を「７時30分から22時まで」に改め、同表秋田空港の項中「７時から21時30分まで」を「７時から22時まで」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年三月二十五日から施行する。

○国土交通省告示第百五十六号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条第五項の規定に基づき、航空交通管制圏において航空法第九十六条第三項及び第四項の規定による規制が適用される時間を定める告示（平成十七年国土交通省告示第九百三十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年二月九日　国土交通大臣　前田　武志

別表青森管制圏の項中「７時30分から21時30分まで」を「７時30分から22時まで」に改め、同表秋田管制圏の項中「７時から21時30分まで」を「７時から22時まで」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年三月二十五日から施行する。

○国土交通省告示第百五十七号

成田国際空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年二月九日　国土交通大臣　前田　武志

一　設置者の氏名及び住所　成田国際空港株式会社　千葉県成田市古込字古込一番地一

二　空港の名称及び位置　成田国際空港　千葉県成田市

三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十三年国土交通省告示第九百六十四号を参照。）

イ　誘導路

延長　三万千五十メートル

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十四年四月五日

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第３０６１号

大阪市淀川区木川西３丁目６番28―903号
債務者　鈴木　康紀
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀西　良美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月19日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５１４号

沖縄県南城市大里字古堅1307番地
債務者　金城るり子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松崎　暁史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第６号

沖縄県那覇市字国場531番地　新垣アパート204
債務者　小濵　純一
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　晋哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第７４号

秋田県大仙市大曲緑町３番５号　グリーンハイムコマツ203号室
債務者　佐々木　斉
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　敏朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第３号

群馬県太田市新島町781番地９
債務者　阿部　豊樹
1　決定年月日時　平成24年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三角　俊文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月７日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第４号

群馬県太田市新島町781番地９
債務者　阿部　典子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三角　俊文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月７日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第７３２号

静岡県島田市川根町家山4168番地
債務者　中村　克也
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇佐美達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月９日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５号

和歌山市松江東１丁目３番46号
債務者　野村　耕司
1　決定年月日時　平成24年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　友彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第９６号

秋田県横手市雄物川町今宿字今宿17番地
債務者　大久保弓弦
1　決定年月日時　平成24年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　康博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第３８号

埼玉県加須市柳生2781番地１
債務者　小泉　美香
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　和子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月24日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２９２１号

名古屋市瑞穂区船原町２丁目６番地の２
債務者　渡部　博善
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇都木　寧
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３６号

名古屋市南区粕畠町２丁目44番地の８
債務者　横井　富章
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻　顕一朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月24日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部